

## 三田市危険木伐採等事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、住宅等への倒木被害から人命及び財産を保護し、適正な里山環境を維持するとともに、市民の自主的な里山環境の維持保全の促進を図ることを目的とし、市内の危険木の伐採等の里山林整備を行う者に対し危険木伐採事業補助金（以下「補助金」という）を交付することについて、三田市補助金等交付規則（平成9年三田市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「危険木」とは、市内における森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林内にある胸高の直径20センチメートル以上かつ樹高5メートル以上で、倒木により樹高と同等の距離の範囲にある建造物又は公道に被害を与えるおそれのある樹木をいう。

### (補助対象)

第3条 補助金交付の対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、危険木の所有者と危険木が倒れることにより被害を受けるおそれのある建造物の所有者又は管理者が同一若しくは生計が同一である場合は、対象外とする。

(1) 危険木を所有する者

(2) 危険木の倒木により被害を受けるおそれのある建造物の所有者又は管理者。

ただし、前号に掲げる者から事業実施の承諾を受けている者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金交付の対象から除外する。

(1) 三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第9号）第2条第1号から第3号までに該当する者

(2) 三田市から課税された税を滞納している者

(3) その他市長が不適切と認める者

### (補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、危険木の伐採および適正な危険の除去に必要な里山林整備に要する経費を対象とする。

2 危険木等を有価物として処分する場合は、対象経費からその売却金額を控除し

た経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内とし、20万円を上限とする。なお、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1人(その生計同一者を含む。)につき1年度内において1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業概要書

(2) 収支予算書

(3) 位置図(伐採等を行う場所及び危険木と保全対象物の配置が確認できる図面等)

(4) 事業実施前の写真

(5) 危険木の伐採等に要する経費の内訳がわかる見積書の写し

(6) 危険木等を所有する者の事業実施承諾書の写し(第3条第1項第2号に該当する場合に限る。)

(7) 誓約書

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、第6条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて当該申請箇所の調査を行い、適当と認めるときは、規則第5条に規定する補助金等交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受ける者は、事業完了後に、規則第11条に規定する補助事業等実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 事業完了後の写真

- (3) 危険木の伐採等に要した経費の内訳がわかる請求書、支出を証明する領収書等の写し
  - (4) 売却額の分かる書類の写し（危険木等を有価物として処分した場合に限る。）
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。